

実績評価書

(厚生労働省4(XIV-1-1))

<p>施策目標名</p>	<p>行政手続のオンライン化を推進すること(施策目標XIV-1-1) 基本目標XIV: 国民生活の利便性の向上に関わるICT化を推進すること 施策大目標1: デジタル政府・デジタル社会形成に向け、厚生労働分野における情報化を推進すること</p>						
<p>施策の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> 厚生労働分野では、社会保障費の増大や国民の厚生労働行政に対するニーズの多様化、開かれた行政への取組など、多くの課題に直面している。 こうした課題に対して、ICT・デジタル技術を活用して解決を図れないかという問題意識の下、健康・医療・介護・福祉・労働・行政サービスの各分野において、デジタル手続法(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号))や「デジタル社会の実現に向けた重点計画(令和3年12月24日、令和4年6月7日、令和5年6月9日閣議決定)」なども踏まえつつ、情報政策の推進による改革に取り組んできたところ。 更に、デジタル化を通じて、利用者視点でのサービス改革が実現するよう、令和3年9月に設置されたデジタル庁など関係省庁と連携しながら、利用者の視点に立ったオンライン申請の利用の推進等について、検討を進めている。 						
<p>施策実現のための背景・課題</p>	<p>1</p>	<ul style="list-style-type: none"> デジタル手続法やデジタル社会の実現に向けた重点計画においては、行政手続等の利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化を図るため、行政のあらゆるサービスを最初から最後までデジタルで完結させるため、デジタル3原則(①デジタルファースト: 個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する、②ワンスオンリー: 一度提出した情報は、二度提出することを不要とする、及び③コネクテッド・ワンストップ: 民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現する)を基本原則として明確化するとともに、国の行政手続のオンライン化実施を原則としている。 一方で、重点手続(「オンライン利用拡大行動計画(平成20年9月12日IT戦略本部)」において、国民が広く利用するオンライン化された手続のうち、国民や企業による利用頻度が高い年間申請等件数が100万件以上のもの及び100万件未満であっても主として企業等が反復的又は継続的に利用する手続等とされているもの)に該当する厚生労働省所管手続のオンライン申請率(平成28年度)は12%であったため、利用者の視点に立ったオンライン申請の利用を推進することが必要。 また、デジタル手続法に基づき、情報システム整備計画に規定することとされている手続について、オンライン化に向けた取組の推進が必要。更に今後のオンライン申請率向上のため、随時利用者等からの要望等を把握し、オンライン申請システムの改善を図る。 					
<p>各課題に対応した達成目標</p>	<p>達成目標/課題との対応関係</p>			<p>達成目標の設定理由</p>			
	<p>目標1</p>	<p>デジタル手続法、デジタル社会の実現に向けた重点計画等に基づき、行政手続の原則オンライン化に向けた取組を計画的に進める。</p>			<p>簡便な手法で行政サービスを利用できることによってサービスを受ける際のコストを削減でき、また、24時間365日行政サービスを受けることができるというサービスの大幅な利便性の向上を図るため。</p>		
	<p>(課題1)</p>						
<p>施策の予算額・執行額等</p>	<p>区分</p>	<p>令和元年度</p>	<p>令和2年度</p>	<p>令和3年度</p>	<p>令和4年度</p>	<p>令和5年度</p>	
	<p>予算の状況(千円)</p>	<p>当初予算(a)</p>	<p>373,984</p>	<p>240,644</p>	<p>280,783</p>	<p>152,911</p>	
		<p>補正予算(b)</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	
		<p>繰越し等(c)</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	
		<p>合計(a+b+c)</p>	<p>373,984</p>	<p>240,644</p>	<p>280,783</p>	<p>152,911</p>	
		<p>執行額(千円、d)</p>	<p>237,705</p>	<p>239,145</p>	<p>279,885</p>	<p>152,911</p>	
		<p>執行率(%、d/(a+b+c))</p>	<p>63.6%</p>	<p>99.4%</p>	<p>99.7%</p>	<p>100.0%</p>	
<p>施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)</p>	<p>施政方針演説等の名称</p>		<p>年月日</p>		<p>関係部分(概要・記載箇所)</p>		
	<p>①情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(デジタル手続法)</p>		<p>①デジタル手続法 2002年12月13日公布、2003年2月3日施行 (平成十四年法律第百五十一号)</p>		<p>【①】 第1条(概要) デジタル手続法 情報通信技術を活用し、行政手続等の利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化を図るため、 ①行政のデジタル化に関する基本原則及び行政手続の原則オンライン化のために必要な事項を定めるとともに、 ②行政のデジタル化を推進するための個別分野における各種施策を講ずる。 第2条(概要) <行政のデジタル化に関する基本原則> ・デジタルファースト: 個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する ・ワンスオンリー: 一度提出した情報は、二度提出することを不要とする ・コネクテッド・ワンストップ: 民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現する</p>		
	<p>②デジタル社会の実現に向けた重点計画</p>		<p>②デジタル社会の実現に向けた重点計画 2023年6月9日閣議決定</p>		<p>【②】 デジタル社会の実現に向けた重点計画 国の情報システムを整備する際に留意すべき事項 ② 行政手続のデジタル化の推進 各府省庁は、利用者中心の行政サービスを実現するため、行政手続のデジタル化を推進する。この際、利用者の利便性の向上の観点から、次を原則とする。 また、行政手続のデジタル化の具体的な方針や施策については別冊「オンライン化を実施する行政手続の一覧等」に記載する。 ・オンラインによる受付を可能とするとともに、原則24時間365日対応を可能とする。あわせて、添付書類や本人確認、手数料の納付等も含め、手続のエンドツーエンドでのデジタル化を推進する。 (略) ・申請受付機能については、独自の構築を避け、既存の共通基盤であるマイナポータルやe-Gov等を活用する。 (略)</p>		

達成目標1について

デジタル手続法、デジタル社会の実現に向けた重点計画等に基づき、行政手続の原則オンライン化に向けた取組を計画的に進める。

測定指標

<p>指標1 重点手続に該当する厚生労働省所管手続のオンライン申請率(アウトカム)</p>	指標の選定理由	<ul style="list-style-type: none"> オンライン申請率は、オンライン申請が行われている程度や、オンライン申請の推進に向けた取組の成果を直接的に示す指標であるため、測定指標として選定した。 また、対象手続については、利用件数が多い等の理由により、オンライン申請の効果が大きい重点手続を選定した。 							○	◎	
	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	<ul style="list-style-type: none"> 年度ごとの目標値については、民間からの協力を得ながら着実に進めていく必要があるが、令和5年度目標値については、別途令和3年10月に作成されている「オンライン利用率引上げに係る基本計画(※)」において、計画記載の手続は概ね令和5年度末までに50%とすると設定されたため、本目標値も令和5年度に50%とすることを当面の目標としている。 ※当該計画は、本政策評価対象として従来から設定している21の重点手続を全て網羅している計画ではない。 令和4年度の目標値は直近で実績値が判明している令和2年度実績値(38%)と令和5年度の目標値である50%の差分を均等割りすることで46%と設定した。 									
	基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標			達成
		年度ごとの実績値									
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度				
	16%	前年度(16%)以上	前年度(22%)以上	前年度(24%)以上	前年度(38%)以上	46%以上	50%以上				
		22%	24%	38%	52%	59%					
<p>指標2 デジタル手続法においてオンライン実施原則化の対象となる厚生労働省所管手続のうち、オンライン実施手続の占める割合(アウトプット)</p>	指標の選定理由	<ul style="list-style-type: none"> オンライン実施手続の割合は、オンライン化が行われている程度や、オンライン化の推進に向けた取組の成果を直接的に示す指標であるため、測定指標として選定した。 また、測定指標の対象手続については、デジタル手続法における情報システム整備計画(令和5年6月改定版)の内容を踏まえた手続数を分母として設定している。 							◎		
	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	<ul style="list-style-type: none"> 年度毎の目標値について、情報システム整備計画は毎年度改定されるため分母(オンライン化対象手続の総数)が変動すること、算定対象の手続にオンライン化時期が未定のもが含まれることにより流動的であるため、前年度以上としている。 また、令和5年夏に実績評価を行う際は、その時点で把握できる最新値である令和5年度「デジタル社会の実現に向けた重点計画」別冊「オンライン化を実施する行政手続の一覧等」に掲載された行政手続のオンライン化の状況を元に、評価する。 									
	基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標		達成	
		年度ごとの実績値									
	令和元年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	毎年度				
	12手続/78手続			前年度(12手続/78手続)以上	前年度(26手続/136手続)以上	前年度(40手続/152手続)以上	前年度以上				
			12手続/78手続	26手続/136手続	40手続/152手続	67手続/209手続					

※ 令和4年度から令和8年度は第5期基本計画期間である。

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>第14回政策評価に関する有識者会議福祉・年金ワーキンググループ(令和5年8月22日開催)で議論いただいたところ、以下のご意見があり、これを踏まえ、以下に示すような対応を行った。</p>
	<p>【実績評価書の概要について】 概要の「デジタル社会形成のための基本原則」の中に「社会課題の解決」とあるが、社会課題解決にあたってのデータ活用の仕方の議論をもう少し国民の中でも起こしていく必要があるのではないか。</p> <p>⇒ご指摘のように、デジタル社会形成のための基本原則として「社会課題の解決」があげられているところ、デジタル化の急速な進展・高度化が進む中においてデータの利活用を推進していくことが必要であるが、その必要性が国民等に十分認識されているとはいえない。</p> <p>このため、政府としては、社会課題の解決に向けて、多様で質が高く十分な量のデータを簡単かつ安全に信頼して活用できる環境を実現することが必要であると考えており、デジタル社会形成基本法に基づき定めた「デジタル社会の実現に向けた重点計画」において、まずは、信頼のあるデータ流通の基盤となるトラストの確保、データ連携基盤等の構築におけるデータ取扱いルールの実装等を推進することとしている。</p>

評価結果と今後の方向性	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ①【目標超過達成】
	総合判定	(判定結果) A【目標達成】 (判定理由) ・ 指標1の重点手続に該当する厚生労働省所管手続のオンライン申請率については令和3年度に52%となり、当該指標の目標を達成した。また、令和4年度に59%となり、目標値を大幅に超えた。 ・ 指標2のデジタル手続法においてオンライン実施原則化の対象となる厚生労働省所管手続のうち、オンライン実施手続の占める割合については、令和元年度から令和4年度の実績値がいずれも前年度の割合を超えており、目標を達成した。特に令和4年度はオンライン実施手続の割合が32%に達し、目標値である令和3年度の実績(26%)を大幅に上回った。 ・ 以上より、指標1、指標2のどちらも目標を達成し、かつ主要な指標が目標値を大幅に上回ったことから、判定結果は①【目標超過達成】に区分されるものとしてA【目標達成】とした。
	施策の分析	(有効性の評価) ・ 行政手続のオンライン化に向けた取組として、例えば、社会保険に関する一部の手続について一定規模以上の事業所については電子申請の義務化を開始したことや、ソフトウェアベンダーとの協議を年6回以上の頻度で実施することや、申請者の一つである全国社会保険労務士会連合会との協議会を実施することで、申請者に対して電子申請の利用について働きかけを行ってきた。 ・ その他、e-Govで電子申請された申請について職員が受付・審査をする汎用受付システムの運用や、gBizID(法人・個人事業主向け共通認証基盤(※))を活用したID・パスワード方式を利用可能とすることなど、システム面での整備を行い、申請者向けに厚生労働省ホームページなどで周知を行ってきた。 ※補助金申請、社会保険手続、各種認可申請など、対応した手続に1つのID・パスワードでログインすることができるサービス。ID発行時に一度だけ代表者の身元確認を行えば、その後の各手続での本人確認書類提出が不要になる。 ・ 指標1、指標2とも実績値は毎年向上しており、これらの施策はオンライン申請率の向上やオンライン申請の対象となる手続きの拡大に向け有効に機能していると考えられる。
		(効率性の評価) ・ 行政手続のオンライン化に向けての取組として、受け付けた電子申請を処理するための汎用受付システムなどシステムの整備を行うことで、オンライン化後も省内での申請処理などがスムーズに行われるようになってきたところである。当該システムに関する予算は、汎用受付システムが令和4年度に手数料納付の機能以外を運用終了することに合わせて減額する措置がされているが、汎用受付システムで行っていた電子申請の審査業務は、引き続きe-Gov審査支援サービスを利用して行えるよう、対応している。 ・ こうした関連予算の減額やシステムの変更がある中でも実績値は年々向上しており、効率的な取組が行われていると評価できる。
		(現状分析) ・ 指標1については、令和3年度にオンライン申請率が52%となり、当該指標の目標値(令和5年度に50%)を達成した。また、令和4年度にオンライン申請率が59%となり、目標値を大幅に超えた。今後は、現状の把握を行い、取組の更なる進展に向け、目標値の引き上げを検討する必要がある。 ・ 指標2については、令和元年度から令和4年度の実績値がいずれも前年度の割合を超えており、目標を達成した。今後は、現状の把握を行い、取組の更なる進展に向け、対象範囲を検討する必要がある。
次期目標等への反映の方向性	(施策及び測定指標の見直しについて) ・ 指標1については、目標値を大幅に超えたため目標値の引き上げを実施する。 ・ 指標2については、令和元年度から令和4年度までの各年度で順調に目標値を達成したことから、引き続きオンライン化を推進し、「前年度以上」との現在の目標を堅持していく。	

参考・関連資料等	<p>○関係法令 ・情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(デジタル手続法) https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=414AC0000000151</p> <p>○関連する計画等 ・オンライン利用拡大行動計画(平成20年9月12日IT戦略本部) https://ap-northeast-1-02880055-inspect.menlosecurity.com/safeview-fileserv/tc_download/f13f85b3d1509ea528ce202cb2177094fe1d97a928113f64bbb9143286786146/?&cid=NFE60CD64E740_&rid=2b72d8421f8da16a55035c41889bda18&file_url=https%3A%2F%2Fwww.ndl.go.jp%2Finfo%3Andljp%2Fpid%2F12187388%2Fwww.kantei.go.jp%2Fjp%2Fsing%2Fit%2Fkettei%2F080916honbun.pdf&type=original</p> <p>・デジタル社会の実現に向けた重点計画(令和5年6月9日閣議決定) https://www.digital.go.jp/policies/priority-policy-program/</p> <p>○関連する調査結果等 ・行政手続等の棚卸結果等 令和3年度調査(令和2年度末(令和3年3月31日)時点) https://www.digital.go.jp/resources/procedures_inventory_result/ ・行政手続等の棚卸結果等 令和2年度調査(令和元年度末(令和2年3月31日)時点)以前の調査 https://cio.go.jp/tetsuduki_tanaoroshi/</p>
----------	--

担当部局名	大臣官房情報化担当 参事官室	作成責任者名	大臣官房参事官(情報 化担当) 岡本 利久	政策評価実施時期	令和5年8月
-------	-------------------	--------	-----------------------------	----------	--------